



発行所 長崎県大村市250番地
大村市役所印刷部
印刷所 つじ印刷所
定価 五部一冊

国保の一斉調査

対象は市民全部

市民皆保険の目的を達成し、市民の利益を増大することを所とする者全員で、現在の目標に国民健康保険被保険者も含み一斉調査を実施しますので、市民もこれに調査票を提出されるようお願いいたします。

①調査の時期 本年十二月一日現在

②調査票の提出 各町務連絡委員会を通じて配付しますので、調査票裏面の注意事項をよく読んで世帯単位に出していただきます。

③提出の時期 町務連絡委員は保険衛生課または出張所へ十二月二十日までに提出していただくことになっておりますので、配付されたらすぐ書いて町務連絡委員会に出していただきます。

(保険衛生課)

新しい民生委員きまる

〇〇〇〇〇〇〇

- 十二月一日付でつぎの六十一名が新しく民生委員に任命されました。(敬称略)
- (担当地区、氏名の順)
- (三浦地区) 日泊 福田折枝 △今村 中村健児 △溝田 前出イシ △祝崎 萬川内 波戸秀市 (鈴木地区) △岩松 川口博 △平小川 藤川ノブ △中里 森貞次 △大里 北清志 △陸平 渡辺市郎 (大村地区) △下久原 前舟津、東浦 今里政市 △本小路 玖島町 永石 善太郎 △武部 姉川静弘 △荒平、水計 坂田キクノ △木場 須田木 上野末隆 △赤佐古 徳泉川内 梶山治治 △上久原 日向平、小姓小路 神近信 △椎池、大多武、横山頭 野口鹿太郎 △片町、上小路、草場、池の坊 加藤信幸 △東本町 徳富美津次 △西本町一、三丁目 山田敏彦 △本町、水口 鏡範 △中岳、久良原 八十
- (西大村地区) △上、下諏訪 中井鷹一 △水田、水田住宅二区 寺田国一 △杭出津住宅三、四区 松添 儀八 △池田 一瀬シメ △乾馬場、古町 梅原憲吉 △古町住宅五、六区 渡辺菜 △東、中諏訪 溝上太久馬 △昭和通り、上下杭出津 中島花子 △諏訪住宅七、八区 草野アサノ △新城、辻田 岡エミ △松山、新井 相田儀作 △植松 永田 篤馬 相田儀作 △飯五郎次 △キセ 桜馬場 飯五郎次 △松並、古賀島 光山万蔵 △池田住宅九、十、十一区 辻格 一 (豊瀬地区) △荒瀬、原 宮保三 △宮代 田下 山道鶴作 △南川内 山口 鏡範 △中岳、久良原 八十
- (福重地区) △寿古、沖田 菊池秀吉 △野田、重井田 宮崎清市 △草場 矢上 田丸モト △今宮、皆同 宮永小次郎 △立福寺、弥勤寺 村井芳作 (松原地区) △久津、寺本 井上隆善 △橋本、宮本、浦一、江川 清水土男吉 △東光寺、今山、木場 重山房雄 △南、北野岳 野田、平原 吉川喜代作 △南 北松本、浦二区 野川寿子 △山下、梶ノ尾 福島房一 (福祉事務所)

ご存じですか

一年間に二千三百億円が煙りとなった、一昨年度に専売局が売った一千九百億本の売上げ高である。わが国では二千二百万人の人たちがたばこを吸うといわれている。一日一人約十五本として年間五千四百本を吸うことになり、アメリカ、イギリス、スエーデン、フランス、日本の順で世界五番目の愛煙国となる。

公益質屋の流質物をつきのとおり公売します。

△日時 十二月十日 午前十一時

△場所 中央公民館

△公売品 衣類、時計等四百六十点

なお、当日公益質屋は休業します。

(福祉事務所)

桑苗をあっせん

桑苗を購人する場合は大村市養蚕組合であつて実施しますから十二月二十五日までに申し込んでください。価格は一本六円程度。(農林課)

造林補助金の申請は20日まで

来春植林をする場合は、造林補助金交付申請書を受け付けますので、印鑑持参のうえ、森林組合または農林課林務係へ十二月二十日までに申請書を出してください。(農林課)

年内に申請すれば無料

家畜の飼養は許可制に

いままで特別清掃地域内で家畜を飼養するときは、単に届出だけでよかったものが、法律(へい獣処理場等に関する法律)の一部改正によって許可を受けなければならなくなりました。許可を必要とする家畜の種類と頭数はつぎのとおりです。該当者は十二月三十一日までに大村保健所を通じて県知事へ飼養許可申請書を出してください。(申請書用紙は大村保健所、保険衛生課、大村、西大村、竹松、松原各農協、酪農組合にあります。)

△申請手数料は十二月末までに申請したものは無料です。

△申請したものは無料です。

- が、来年一月一日以降は七百円が必要で、さらに一月一日以降無許可で家畜を飼養する者は一年以下の徴収または三万円以下の罰金に処せられます。
- △許可の条件となる畜舎等の構造や設備の基準は、法で定められていますが、環境衛生上自他ともに支障のないようにならなければなりません。くわしいことは保健所または保険衛生課におたずねください
- ### 特別清掃地域
- 本庁地区(須田ノ木、荒平、水計、長岡、城尾、木場郷、徳泉川内郷、筑島郷を除く)

水道引込みの工事費は

「おたずね」水道の「水道法」条が改正されたので、十二年から施行された。これによって大村市の水道引込みが新しく引込まれるも「大村市水道事業給水条例」が、どのようにすれば良いか、またどれだけの費用が必要か、工事費の算出方法について知りたいのでも「乾馬場中本農協」(おたずね) ①従来通り、そのおもな点はつぎのとおりです。

水道は明治二十三年に定められた法律に基づいて運営されてきたが、そのおもな点はつぎのとおりです。

(1)給水装置の構造および材質の基準が定められたこと。

(2)非常災害その他やむを得ない場合のほか、給水を制限したり、停止したりすることがないこと。

(3)工事の費用の算出方法について定められたこと。

(4)給水装置および水質について、使用者が検査を請求する権利が認められたこと。

(5)違反処分としての給水停止の期間が、「その停止の期間が、」その停止の期間が、

「おたずね」水道の「水道法」条が改正されたので、十二年から施行された。これによって大村市の水道引込みが新しく引込まれるも「大村市水道事業給水条例」が、どのようにすれば良いか、またどれだけの費用が必要か、工事費の算出方法について知りたいのでも「乾馬場中本農協」(おたずね) ①従来通り、そのおもな点はつぎのとおりです。

水道は明治二十三年に定められた法律に基づいて運営されてきたが、そのおもな点はつぎのとおりです。

(1)給水装置の構造および材質の基準が定められたこと。

(2)非常災害その他やむを得ない場合のほか、給水を制限したり、停止したりすることがないこと。

(3)工事の費用の算出方法について定められたこと。

(4)給水装置および水質について、使用者が検査を請求する権利が認められたこと。

(5)違反処分としての給水停止の期間が、「その停止の期間が、」その停止の期間が、

市民の箱

水道は明治二十三年に定められた法律に基づいて運営されてきたが、そのおもな点はつぎのとおりです。

(1)給水装置の構造および材質の基準が定められたこと。

(2)非常災害その他やむを得ない場合のほか、給水を制限したり、停止したりすることがないこと。

(3)工事の費用の算出方法について定められたこと。

(4)給水装置および水質について、使用者が検査を請求する権利が認められたこと。

(5)違反処分としての給水停止の期間が、「その停止の期間が、」その停止の期間が、

正しい歩行

安全運転で

給、傷病年金、普通扶助料、公務扶助料(文官関係)は十二月七日から、公務扶助料(軍人関係)は十二月十一日から支給されます(福祉事務所)

年金支給

給、傷病年金、普通扶助料、公務扶助料(文官関係)は十二月七日から、公務扶助料(軍人関係)は十二月十一日から支給されます(福祉事務所)

生活扶助費は

生活扶助費一月分が十二月二十五日に繰りあげ支給されます。支給方法は従来どおりです。

25日に支給

生活扶助費一月分が十二月二十五日に繰りあげ支給されます。支給方法は従来どおりです。

25日に支給

停年にお祝い金

55才満期の家族保険を新設

郵便局では今年六月から、口の加入で家族全員が保証された金もたいへん安いか、家族保険を非常に好評を博しています。この保険は還付の保証が、六十才満期の保険ですが、このたび自分が働ける間に掛金をかけ終って、停年ころには満期保険金がとれる家族保険がほしいという、一般の要望にこたえて、五十五才満期家族保険を新設しました。

【公売物件】

(1)大村市今村郷字鳩宗千九百六十四番 田七畝二十六歩
(2)木場郷字堀手六百五十三番 第四 畑五畝二十四歩外十八歩
(3)木場郷三日二千五百二十九番の八 原野二反一畝二七歩
(4)池田郷字木原八十四番 畑五畝二十三歩
(5)池田郷字木原八十四番 畑三畝十九歩
(6)中諏訪町百五十五番地の二 宅地三十五坪一合一寸
(7)今村郷西の原千九百九十二番の二 畑三畝十三歩
(8)池田郷字堀手六百五十三番の第一 畑四畝二十歩
(9)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(10)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(11)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(12)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(13)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(14)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(15)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(16)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(17)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(18)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(19)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩
(20)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

公売お知らせ

25日・田畑、原野など

市税滞納により、差押えた

(6)玖島郷岩舟四百三十八番二歩 畑

(7)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(8)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(9)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(10)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(11)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(12)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(13)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(14)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(15)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(16)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(17)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(18)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(19)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

(20)池田郷字石六百六十三番の一 畑一畝二十六歩

